

国民健康保険税の税率・賦課限度額・ 軽減判定の基準が変わります

国民健康保険（国保）について

国民健康保険（国保）は、後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰もが入ることを義務付けられています。国民健康保険に加入すると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国民健康保険税が課税されます。
軽減判定の基準が変更となりました※¹
令和7年4月1日施行の地方税法施行令により、次のとおり国民健康保険税について、軽減判定基準の見直しを行います。

軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な人（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）

税率・賦課限度額の変更※²

医療分の税率および医療分・後期高齢者支援金分の賦課限度額が変更となりました。

資格の取得・喪失は必ず届出を

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。事業

所から周防大島町への連絡はありませんので、必ず健康増進課または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

※¹ 軽減判定所得

軽減割合		世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）
7割軽減	改正なし	[43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
5割軽減	改正後	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×30万5千円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
	改正前	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×29万5千円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
2割軽減	改正後	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×56万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下
	改正前	[43万円＋（被保険者数と特定同一世帯所属者数）×54万5千円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）] 以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失した人で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する人です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

※² 令和7年度 国民健康保険税税率表

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	7.7% (改正前 8.9%)	3.1%	2.9%
均等割	27,200 円 (改正前 27,400 円)	8,900 円	9,300 円
平等割	23,900 円 (改正前 25,800 円)	8,900 円	7,000 円
賦課限度額	66 万円 (改正前 65 万円)	26 万円 (改正前 24 万円)	17 万円

※介護分は、40歳以上65歳未満の人が対象となります。

問い合わせ

- 保険税について
税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008
- 資格について
健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502



手続きに必要なもの

加入の場合

- (1) 取得の事由を証するもの
（社会保険喪失証明書等）

喪失の場合

- (1) 資格確認書または資格情報のお知らせ
- (2) 喪失の事由を証するもの
（現在加入中の資格確認書の写し等）

納税通知書の送付

令和7年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。加入者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。